

夕方のチャイム時間が変更となります。4月1日(金)から、市のチャイム放送が、午後5時15分に変更されます。お子さんの帰宅の目安としてください。問合せ 安全安心まちづくり課 防災係 ☎551・1638

# 「中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)」への抗議・申入れに対する国からの回答について

福生市は、平成22年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画において、「米軍とのインターオペラビリティを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する。」と表記されたことについて、今までの説明の中では一切触れられていなかった文言であり、本市にとって、この文言は基地機能のさらなる強化がなされ、基地の態様の変化へとつながる重要な意味を含んでいるのではないかと懸念されるところであるため、今回の中期防衛力整備計画について、抗議、申入れをしました。

この抗議・申入れに対する国からの回答がありましたので、お知らせします。

問合せ 企画調整課 基地・渉外担当 ☎551・1566

## 抗議・申入れ書

あて名 内閣総理大臣 菅 直人 様  
防衛大臣 北澤 俊美 様  
北関東防衛局長 鈴木 良之 様

※防衛大臣への申入れは、平成23年1月7日となっています。

福企企発第74号  
平成23年1月4日

内閣総理大臣 } あて  
防衛大臣 }  
北関東防衛局長 }

福生市長 加藤 育男

中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)に対する抗議・申入れ書

福生市は、日米安全保障条約に基づく横田基地の運用について、地域の3分の1を基地に提供し、さまざまな問題を抱えつつも協力し、今回の米軍再編計画に伴う航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田基地移転問題についても理解してきた。

しかしながら、昨年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)において、「米軍とのインターオペラビリティを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する。」と表記されたことについては、今までの説明の中では一切触れられていなかった文言であり、本市にとって、この文言は基地機能のさらなる強化がなされ、基地の態様の変化へとつながる重要な意味を含んでいるのではないかと懸念されるところである。

また、平成18年3月29日付、福企秘発第130号による、市及び市民への精神的、経済的影響があると思われる基地の態様の変化については、国は速やかに市及び市民への説明責任を果たすことと要請に対しても、要請があった各事項については、重く受け止め、鋭意検討し取り組む所存であるとの回答をしているにもかかわらず、地元自治体に事前説明することなくいきなり公表した。

このような地元自治体を軽視したような今回のやり方は、これまでの信頼関係を根底から覆すような行為であり大変遺憾である。

以上のことから、今回の中期防衛力整備計画について、次のとおり抗議、申し入れするので、平成23年1月31日までに、文書を以て各項目ごとに回答願いたい。

- 閣議決定し公表する前に、なぜ地元(福生市)に説明等がなかったのか。
- このような国の対応は、市との信頼関係を喪失させる最大の要因となると考えるが、国の考えを聞きたい。
- 「横田基地を新設」は、単なる呼称上の問題ではなく、大きな態様の変化であり、基地機能の強化につながるものと懸念するものであるが、このことについて説明願いたい。
- 再編交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金(9条交付金)等の交付額は、「横田基地を新設」ではなく、「航空総隊司令部及び関連部隊を移転」を前提に決められたものであると理解しているが、この理解は妥当か。
- 米軍とのインターオペラビリティ向上の意味するところを具体的に説明願いたい。
- 航空総隊司令部等の「等」とは、防空指揮群、作戦情報隊、気象関連部隊、警務関連部隊のみと考えていいか。
- 今まで国からは、府中基地からの航空総隊司令部及び関連部隊の移転以外の説明はなく、これに基づき、今後、これ以上の態様の変化や基地機能の強化については、絶対容認できない旨、市民や議会に説明(公約)してきている。  
今後、さらなる部隊、航空機の移駐がされないことの確約をいただきたい。
- その他、この7項目以外にも横田基地に関する情報があれば、説明願いたい。

## 回答書

関防第460号  
平成23年1月31日

福生市長 殿

北関東防衛局長

中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)に対する抗議・申入れ書について(回答)

横田飛行場の安定的使用の確保につきましては、平素より多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、貴市から文書(福企企発第74号。平成23年1月7日及び4日付)により防衛大臣及び当職あてに抗議・申し入れがありました事項について、防衛本省と調整の上、当職より下記のとおり回答いたします。

記

### 1、2、3、6及び7について

横田飛行場に移転する部隊については、現在、府中基地に所在する航空自衛隊航空総隊司令部並びに関連部隊である、作戦情報隊、防空指揮群、気象関連部隊及び警務関連部隊を予定しており、この他の部隊を移転させる予定はありません。

航空機の移駐については、航空総隊司令部等の移転後においても自衛隊員の移動などのためにヘリコプターや輸送機等の往来はあり得ますが、航空機部隊及び航空機が常駐する予定はありません。

昨年12月17日に閣議決定された中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)における「横田基地を新設し、航空自衛隊航空総隊司令部等を移転する」との記述については、以上のような考え方を踏まえたものであり、これまで御説明してきた内容を超えるものではありません。また、これまで御説明してきた施策を具体化するに当たり、法令上の整理として「横田基地」との文言を用いたものであります。

北関東防衛局として思いが至らず、中期防衛力整備計画に関しての説明については、十分な配慮をすべきものであったと考えております。引き続き、当局と貴市との連絡を密にしていこうことにより対応して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 4について

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)に基づき交付されるものであり、横田飛行場においては、航空総隊司令部及び関連部隊の移転の規模等を点数化し、交付しているものであります。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)に基づき、横田飛行場の設置又は運用が周辺に与える影響に応じて交付しているものであり、今後とも、自衛隊を含む横田飛行場の設置・運用等による障害の実態を踏まえ、交付することとなります。

なお、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく民生安定施設の助成等については、今後とも、貴市からの御要望をお聞きしながら、可能な限り努力してまいりたいと考えております。

### 5について

日米間のインターオペラビリティ(相互運用性)の向上とは、部隊運用などの面で、日米の相互の連携を向上させることであり、今回の航空総隊司令部等の移転により、我が国の防空や弾道ミサイル防衛における情報共有を始めとする日米の司令部組織間の連携が強化され、このようなインターオペラビリティの向上が図られることとなります。

### 8について

防衛省としては、これまでも可能な限り関係地方公共団体に情報提供を行ってきたところであり、今後とも、横田飛行場に関する情報については、貴市及び関係地方公共団体に対し、適時適切に説明を行い、御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。